

# 新型コロナウイルス感染症に従業員がかかったら

本チラシは、従業員が新型コロナウイルスに感染した場合のポイントを示したものです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

従業員の健康状態を常に確認し、以下に該当があれば自宅待機させる。

- 発熱などの風邪の症状がある
- 発熱がなくても体調不良の兆候が見られる

※社内で発熱した場合は、マスクを着用させたうえで帰宅させる

※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと

YES

自宅待機3日以内に解熱した

NO

- 発症後、少なくとも8日経過している。
- 各種薬剤の内服のない状態で、発熱・咳・下痢・全身倦怠感などが消失して少なくとも3日経過している。

職場復帰

- 「息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」
  - 「重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合」
  - 「上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合」
- 以上の場合是最寄りの「発熱・帰国者・接触者相談センター」に問い合わせをする。

従業員に感染が確認された

感染が確認された従業員は**感染症法に基づく入院**が必要となる

事業者は、**保健所の指示により、事業所等の消毒**を行う

（※消毒の方法等は保健所がアドバイスします）

- 発熱者の執務エリア（机・椅子等）の消毒（清拭）を行う。
- 消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う。
- アルコール消毒液（70%～80%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）を用いる。
- 消毒の際は適切な個人保護具（マスク、手袋等）を用いること。

従業員が濃厚接触者となった場合

- 保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。保健所からは**14日間の健康観察**が求められる。
- 保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと。

退 院

- 主治医からアドバイスを受けたうえで、**退院後1週間程度**は自宅療養を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務付け、体調を確認しながら復帰させること。
- 退院時には他人への感染性は極めて低いものの、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、**退院後少なくとも4週間**は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められる。
- 復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する従業員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示してはいけない。診療に過剰な負担がかかり、医療機能が低下することを避けなければならない。

# 発熱・帰国者・接触者相談センター

地区	電話 (24時間対応)	ファクシミリ (平日8:30~17:15)
東部地区 (鳥取市保健所内)	0857-22-5625 (8:30~17:15)	0857-20-3962
	時間外0857-22-8111 (上記の時間以外)	
中部地区 (倉吉保健所内)	0858-23-3135	0858-23-4803
	0858-23-3136	
西部地区 (米子保健所内)	0859-31-0029	0859-34-1392

## 《対応時間》

電話：24時間対応（土日、祝日を含む）

ファクシミリ：午前8時30分から午後5時15分（土日、祝日を除く）

※ センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。



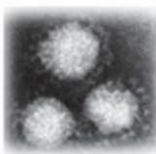
## 事前の準備

### ① 正しく理解する

正しい知識に基づいて冷静に準備を進めましょう

＜情報入手先＞

- ✓ 厚生労働省
- ✓ 国立感染症研究所
- ✓ 外務省海外安全HP など



### ② 従業員への注意喚起・教育

新型コロナウイルス予防のためには、**こまめな手洗い、咳エチケット、こまめな換気が重要**です。



### ③ 事業継続のための事前対策

中核業務が受ける影響を分析し、必要な事前対策を検討・準備しましょう

- ✓ 在宅勤務・交代勤務の検討
- ✓ 重要取引先との協議・連携
- ✓ 在庫・備蓄の積み増し など

### ④ 財務状況の分析

事業縮小・休止が長期に渡った場合に必要となる運転資金を把握し、対策を検討しましょう

- ✓ 県・制度融資の活用等



➡ ご相談は県又は商工団体へ

新型コロナウイルスに関する問い合わせ  
BCPに関する問い合わせ  
生活衛生に関する問い合わせ  
食品衛生に関する問い合わせ

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部 (0857-26-7958)  
商工労働部商工政策課 (0857-26-7538)  
生活環境部くらしの安全推進課 (0857-26-7185)  
同上 (0857-26-7247)